令和８年９月台風第25号に係る被災家屋等の解体及び撤去に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は令和８年９月台風第25号により横須賀市内において損壊した被災建築物及び被災工作物等（以下「被災家屋等」という。）を当該物件所有者の申請に応じ、災害廃棄物として解体及び撤去（収集、運搬及び処分を含む。以下同じ。）することにより、生活環境保全上の支障の除去、二次災害の防止及び被災者の生活再建支援を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）被災建築物　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第22条の規定により令和８年９月台風第25号により特に必要となった廃棄物の処理の対象として認められるものとして、次のいずれかに該当する家屋、事業所等をいう。

ア　罹災証明書（罹災証明等取扱規則（平成26年横須賀市規則第35号）第４条第１項に基づき交付するものをいう。以下同じ。）の罹災の内容が、全壊であるもの

イ　アに掲げるもののほか、倒壊による危険防止及び生活環境保全上の支障となることを防止するためやむを得ず取り壊す必要があると市長が認めるもの

（２）被災工作物等　損壊した工作物、がれき等で早急に解体及び撤去をしなければ人的又は物的被害を引き起こすおそれがある又は生活環境保全上支障を及ぼすと市長が認めるものであって、被災建築物の地上部分の解体と一体的に解体・撤去が行われるもの。

（３）残置物　この要綱の規定により解体を要する被災家屋等から、やむを得ない理由により搬出できずに残置されたもの

（解体及び撤去の対象物）

第３条　この要綱に基づく解体及び撤去の対象は、被災家屋等及び残置物とする。

２　改修工事等に伴う被災家屋等の一部解体は行わないものとする。

（申請者）

第４条　被災家屋等及び残置物の解体及び撤去の申請を行うことができる者（以下「申請者」という。）は被災時点において横須賀市内に被災家屋等を所有する者（自然人及び法人。ただし、法人においては中小企業法（昭和38年法律第154号）第２条に規定する中小企業者又はこれに準じる公益法人等に限る。）とする。ただし、申請者が被災時点において死亡した場合等やむを得ない事由により所有権が移転した場合については、この限りではない。

（申請）

第５条　被災家屋等及び残置物の解体及び撤去を希望する者は、被災家屋等の撤去申請書兼同意書（第１号様式）に別表第１に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

２　前項の申請の受付期間は、令和８年11月16日から同年12月15日までの間とする。ただし、市長が特に必要と認める場合については、この限りではない。

（撤去の決定及び通知）

第６条　市長は、前条第１項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、解体及び撤去の実施が適当と認めたときは、被災家屋等の撤去決定通知書（第７号様式）を当該申請者に交付するものとする。

２　市長は、前項の審査の結果、解体及び撤去の実施が不適当と認めたときは、不決定通知書（第８号様式）を当該申請者に交付するものとする。

（解体及び撤去の費用）

第７条　前条の決定に基づき実施した解体及び撤去に係る費用は、第１条の目的を達成するために予算の範囲内で、市が負担する。

（遵守事項）

第８条　被災家屋等及び残置物の解体及び撤去に際し、第６条第１項の規定による決定を受けた者は、次に掲げる事項を遵守するように努めなければならない。

（１）被災家屋等の解体及び撤去の実施前までに当該被災家屋等内の家財道具等を搬出すること。ただし、この要綱により解体及び撤去を要する被災家屋等から、やむを得ない理由により搬出できない場合については、この限りでない。

（２）被災家屋等に連結されている水道、ガス、電力、電話、有線放送等の配管、結線等の除去工事及びそれに伴う諸手続きは、申請者がそれぞれの供給事業者に対し必要な手続きを解体及び撤去の実施前までに完了すること。

（３）他者の所有に係る災害廃棄物を一緒に廃棄しないこと。

（４）被災家屋等及び残置物の解体及び撤去の実施に当たり、隣接地の掘削や立ち入りが必要になったときは、隣接地の所有者からの同意を得ること。

（５）被災家屋等及び残置物の解体及び撤去の実施については、事前に近隣への周知を行うこと。

（６）被災家屋等及び残置物の解体及び撤去に伴う各種手続きについては、申請者が行うこと。

（決定の取消し）

第９条　市長は、申請者が被災家屋等の撤去取り下げ書（第９号様式）を提出したときは、当該被災家屋等の撤去の決定を取り消すことができる。

（雑則）

第 10 条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年 11 月９日から施行し、同日から適用する。